添付法令資料 4:

四輪以上の自動車産業に関する 2017 年 9 月 4 日付 インドネシア共和国産業大臣令 No.34/M-IND/PER/9/2017(目次) 公布の日から 3 か月後に施行

第1章 総則(第1条)

第2章 四輪以上の自動車産業の発展(第2条ないし第9条)

第3章 コンプリート・ノックダウン自動車及びインコンプリート・ノックダウン 自動車

第1節 コンプリート・ノックダウン自動車(第10条ないし第18条)

第2節 インコンプリート・ノックダウン自動車(第19条などし第29条)

第3節 インコンプリート・ノックダウン自動車から除外される部品(第30条 ないし第34条)

第4章 報告及び監督

第1節 報告(第35条)

第2節 監督 (第36条及び第37条)

第6章 (原文ママ) 終則 (第38条ないし第40条)

